

労働基準監督官採用試験について

厚生労働省では、毎年広く一般から「労働基準監督官」にふさわしい人材を募集しています。

☆労働基準監督官って？

労働基準監督官は・・・

全国で働く5,300万人の労働者の職業生活や生命と健康を守り、人間尊重の基本理念に立脚した法定の労働条件を確保することを任務とし、厚生労働本省又は全国各地の労働局、労働基準監督署に勤務して、労働基準法、労働安全衛生法などに基づいて、工場、事業場などに立ち入り、事業主に法に定める基準を遵守させることにより、労働条件の確保・向上、労働者の安全や健康の確保を図り、不幸にして労働災害にあわれた方に対する労災補償の業務を行います。

また、労働基準法などの法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する特別司法警察職員の職務を行います。

特に最近では、賃金不払残業の防止や過重労働による健康障害防止対策等を推進するといった面での活躍が期待されています。

詳しくは、[パンフレット1（労働基準監督官の仕事）](#)

[パンフレット2（労働基準監督官の役割）](#)をご参照ください。

【採用試験の概要】

◇受験資格

- 1 昭和63年4月2日～平成9年4月1日生まれの者
- 2 平成9年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - (1) 大学を卒業した者及び平成31年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

◇試験の区分

労働基準監督A（法文系）

労働基準監督B（理工系）

◇採用予定数

労働基準監督A（法文系） 約210名

労働基準監督B（理工系） 約70名

採用予定数は、平成30年2月1日現在の見込みです。最新の情報については、3月下旬に別途、人事院ホームページに掲載される予定ですので、確認してください。

い。

◇第一次試験(秋田市会場)

実施日

平成30年6月10日(日)

9:05(受付開始)

9:35(試験開始)～18:05(試験終了)

実施場所

秋田大学教育文化学部3号館(秋田市手形学園町1-1)を予定

◇試験申込受付

受付期間

平成30年3月30日(金)9:00～4月11日(水)【**受信有効**】

○申込みは、インターネットにより行ってください。※

○インターネット申込専用アドレス

【<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>】

○4月11日(水)までに申込データを受信完了したものに限り受け付けます。

申込手続は、①事前登録、②申込みの2段階です。事前登録だけでは申込完了ではありません。余裕を持って申込手続を完了してください。

○お使いのパソコンで申込手続が可能かをチェックできます。インターネット申込専用アドレスへアクセスして、早めに確認してください。

※ インターネット申込みができない環境にある場合は、秋田労働局総務部総務課、秋田県内の各労働基準監督署及び各公共職業安定所で受験申込書の交付を受け、秋田労働局総務部総務課人事係あて、郵送または持参してください。

郵送または持参の受付期間は、平成30年3月30日(金)～4月2日(月)です。(4月2日(月)までの通信日付印有効。郵送または持参される場合は受付期間が短いので注意してください。)

◇受験案内(受験資格・試験内容・試験地・合格者発表方法など)

詳しくは、[受験案内\(人事院・厚生労働省\)](#)をご参照ください。

【労働基準監督官の処遇】

(1) 昇進

労働基準監督官は、努力次第で、都道府県労働局長、労働基準監督署長など労働基準行政機関の幹部に昇進することができます。

(2) 俸給及び諸手当

国家公務員の給与は、直接法令によってその種類、額、支給基準等が定められています。

初任給は大学卒業後、直ちに採用された場合については1級26号俸(180,900円)となり、国家公務員一般職試験(大卒程度試験)採用(1級25号俸)より1号俸高く格付けられています。

また、東京、名古屋、大阪などの主要都市に勤務する場合は、地域手当が支給されます。

このほかに、扶養手当、通勤手当、超過勤務手当、特殊勤務手当、期末・勤勉手当などが支給されます。

(3) 勤務時間

勤務時間は1日7時間45分です。日曜日及び土曜日は週休日で、その他国民の祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)は休日です。

(4) 休暇制度

○年次休暇

4月1日採用の場合、採用初年に15日間、翌年からは20日間の有給休暇が与えられます。未使用の年次休暇については、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。

○病気休暇

怪我や病気により療養するため、勤務できないときに与えられます。

○夏季休暇

7月～9月の間で、3日間(原則連続)与えられます。

○産前・産後休暇

産前は出産予定日まで6週間以内、産後は出産日の翌日から8週間与えられます。

○その他

結婚休暇(5日以内)、忌引休暇(親族の区分に応じ7日以内)などがあります。

【労働基準監督官の福利厚生】

(1) 保健事業

国家公務員の福利厚生については、国家公務員等共済組合連合会及び厚生労働省共済組合が実施主体となり、国家公務員たる組合員及び家族のため各種の事業を実施しています。

○ 短期給付事業組合員とその家族の病気、負傷、出産、死亡(組合員の公務外死亡又は家族の死亡)、休業、災害などに対して保険給付、休業給付、災害給付を行います。

○ 長期給付事業組合員が退職したり、重い病気や怪我のため働くことができなくなったとき、あるいは在職中に死亡したときに、年金や一時金の給付を行います。

○ 福祉事業組合員が健康で豊かに生活できるよう健康診断などを行い、また、臨時の支出に対する資金の貸付を行います。

(2) 宿舍

各労働局に宿舎が整備されています。

【労働基準監督官の研修制度】

労働基準監督官は、新任時のほか、その後も各種研修が予定されており、主として独立行政法人労働政策研究・研修機構労働大学校（以下「労働大学校」という。）において実施しています。

労働大学校は、埼玉県朝霞市にあり、宿泊施設は全室個室となっております。

◇お問い合わせ先

秋田労働局総務部総務課人事係

TEL 018-862-6681（内線423）

外部リンク

[平成30年度 労働基準監督官採用試験 2018](#)